

淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

目 次

	頁
1. 審査目的	1
2. 審査の流れ	1
3. 審査対象	2
4. 審査の回数	2
5. 審査の基本方針	2
6. 審査手順	3
7. 審査項目	4
8. 審査に用いる情報	4
9. 審査方法	6
10. 審査結果の公開	7

1. 審査目的

河川レンジャーは、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築することが役割であり、公的性質を有する存在である。

このため、河川レンジャーの審査は、河川レンジャーへの任命にあたり、広く一般から応募を受けた希望者を対象に、河川レンジャーとしての適性を確認することを目的とする。

2. 審査の流れ

河川レンジャーの審査は、講座の受講を修了し、審査の申請を行い、プレゼンテーションを実施した審査対象の要件を満足している者を対象に淀川管内河川レンジャー代表者会議（以下「代表者会議」という。）が行う。

代表者会議は、審査により決定した河川レンジャー推薦者（以下「推薦者」という。）を河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）に推薦する。

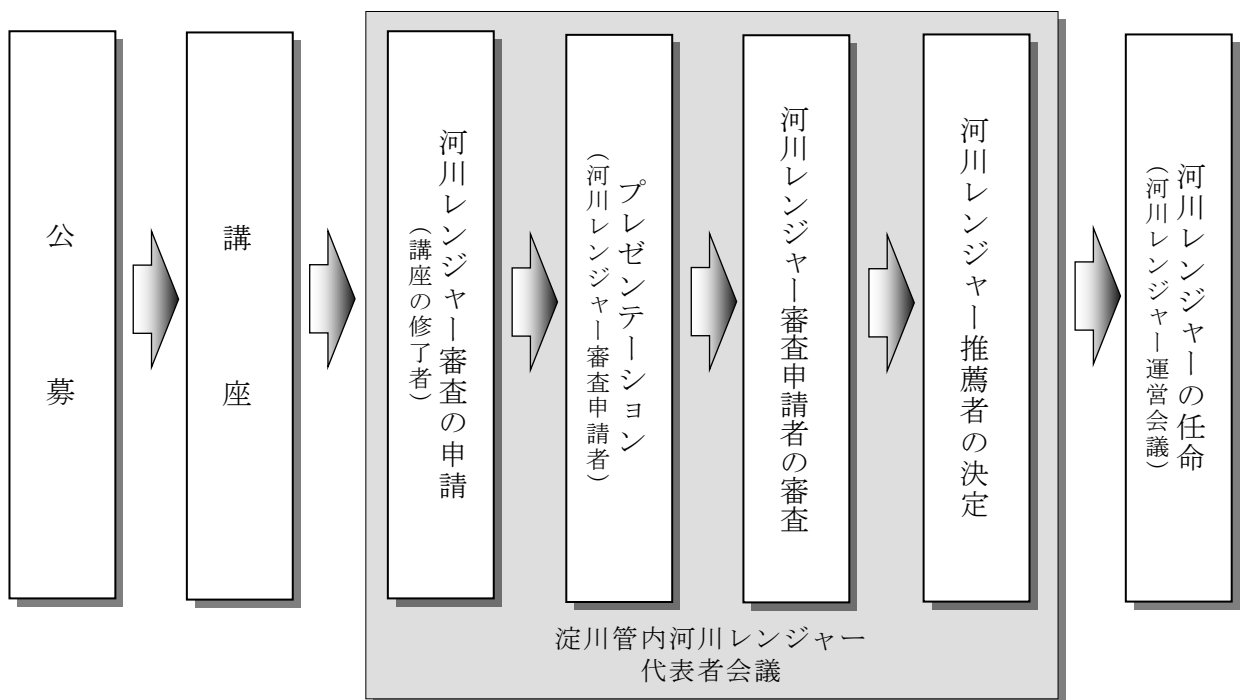


図 2.1 河川レンジャーの審査の流れ

3. 審査対象

河川レンジャーの審査対象は、淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（以下「運営要領」という。）で定められている任命基準のうち、以下の基準を満たし、運営要領で定められている活動を行う者とする。

- ①満 18 歳以上満 74 歳以下の者であること。*)
- ②有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- ③講座の受講を修了し、プレゼンテーションを実施していること。
- ④公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- ⑤心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。
- ⑥河川レンジャーの立場を利用して、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
- ⑦淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領を遵守できること。

*) 満 18 歳以上満 20 歳未満の河川レンジャー希望者には、河川レンジャー審査の申請とともに、親権者からの河川レンジャー任命承諾書を提出して頂くことを条件とする。

*) 年齢計算の基準日は、審査を行う年度の 4 月 1 日とする。

4. 審査の回数

河川レンジャーの審査は年 1 回とする。

また、審査の結果、河川レンジャーに推薦されなかった者が、再度、審査を受けて頂くためには、講座を再受講し、改めて審査の申請を行って頂くものとする。

5. 審査の基本方針

河川レンジャーの審査にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ①公平中立な立場で審査する。審査に係わる者は、審査に係わる者が関係する河川レンジャー希望者の利害を伴う情報は提供しない。
- ②審査に係わる者は、審査に係わる資料および情報について、第三者に公開・口外しない。
- ③審査員の氏名及び勤務先又は所属機関等の名称を公表する。
- ④河川レンジャー審査申請者（以下「審査申請者」という。）の個性を尊重する。
- ⑤審査申請者には、審査目的、審査手順、審査項目および審査方法を周知する。
- ⑥審査要領は、適宜、見直しを行う。

6. 審査手順

河川レンジャーの審査は、次の手順に従って実施する。

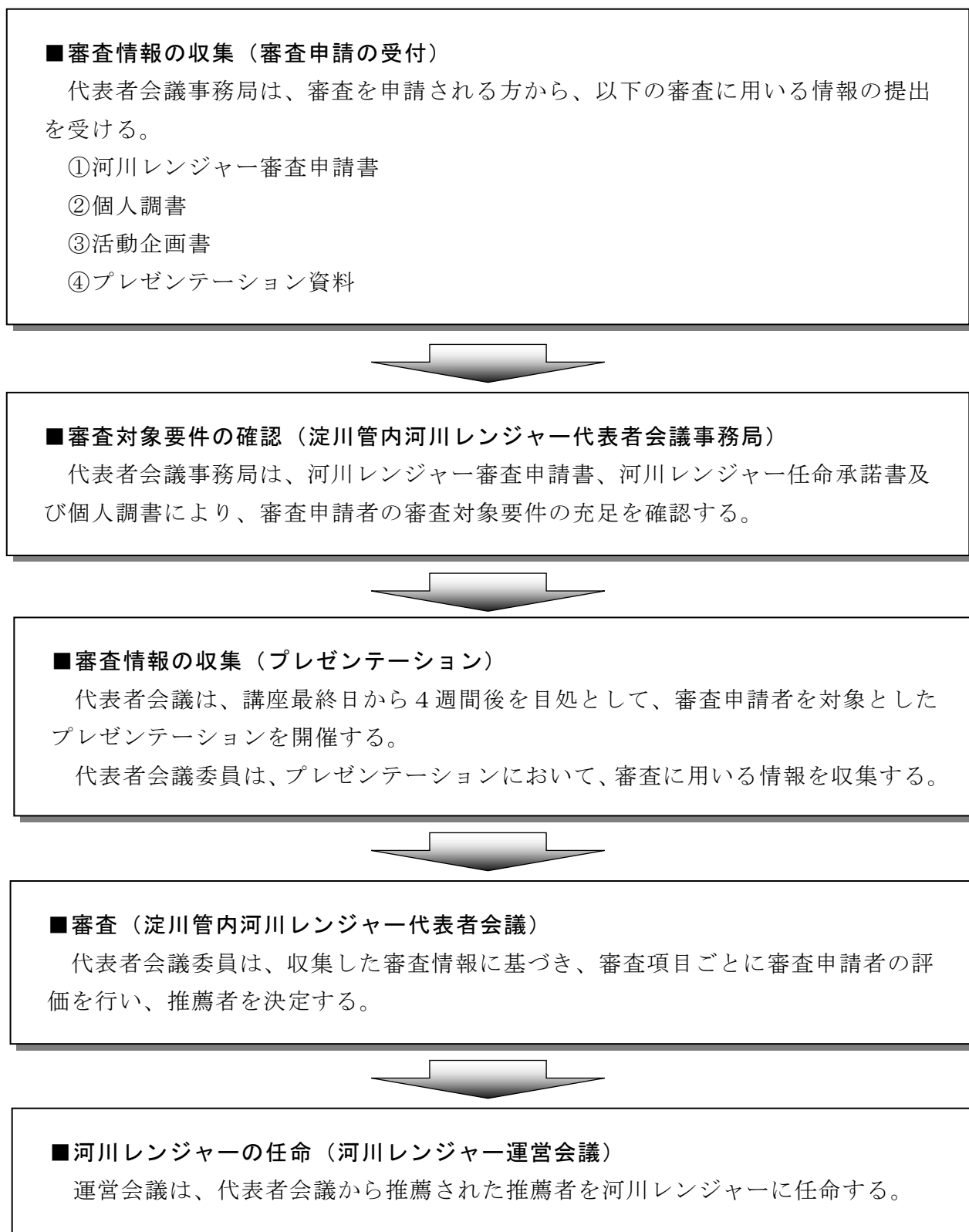


図 6.1 河川レンジャーの審査手順

7. 審査項目

河川レンジャーの審査は、運営要領で定めている河川レンジャーの役割および任命基準、これまでの検討及び審査の結果を基に定めた以下の4つの項目について行う。

- | | |
|-------|------------------------|
| 審査項目① | 河川レンジャーに対する考えと意欲 |
| 審査項目② | 河川と地域との良好な関係を構築する意欲 |
| 審査項目③ | 周囲との調和や良好な関係を構築する能力 |
| 審査項目④ | 地域固有及び河川に関する情報や知識への精通度 |

8. 審査に用いる情報

審査に用いる情報は、次の方法で収集した情報とする。

(1) 河川レンジャー審査申請書・河川レンジャー任命承諾書

審査申請者の審査対象要件を確認するため、河川レンジャー審査申請書および河川レンジャー任命承諾書（満18歳以上満20歳未満の希望者のみ）を提出して頂く。

同申請書・承諾書は、養成講座最終日に配布し、プレゼンテーション開催前の指定日までに提出して頂く。

(2) 個人調書

審査申請者の審査対象要件の確認および審査項目③④の審査情報として、個人調書を提出して頂く。

個人調書は、養成講座最終日に配布し、プレゼンテーション開催前の指定日までに提出して頂く。

(3) 活動企画書・プレゼンテーション

全ての審査項目の審査情報として、審査申請者が自ら考える河川レンジャーとして実施したい活動の活動企画書とプレゼンテーション資料を提出して頂く。

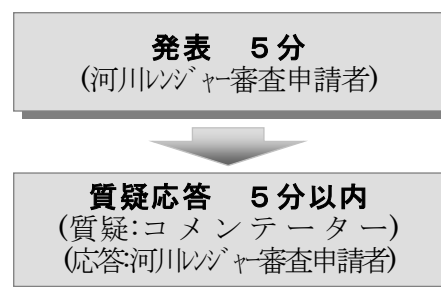
活動企画書は、養成講座最終日に配布し、プレゼンテーション資料とともにプレゼンテーション開催前の指定日までに提出して頂く。

(4) プレゼンテーション記録シート

1) プレゼンテーションの進め方と構成

審査申請者が自ら考える河川レンジャーとして実施したい活動を自由な表現方法により5分間で発表して頂き、発表後、5分以内で質疑を行う。

プレゼンテーション（発表・質疑）は、コーディネーターが進行し、質疑はコメンテーターが行う。



<プレゼンテーションのメンバー構成>

- コーディネーター ⇒ 代表者会議事務局が選任した者
- コメンテーター ⇒ 代表者会議委員
- 発表者 ⇒ 審査申請者
- 傍聴者 ⇒ 当該年度の講座修了者・受講者（希望者）
⇒ 河川レンジャー（希望者）
⇒ 河川レンジャーアドバイザー（希望者）
⇒ グループ河川レンジャー（希望者）
⇒ 事務局

2) プレゼンテーション記録シート

代表者会議委員は、プレゼンテーションを通じて、審査申請者における全ての審査項目について審査情報を収集し、その結果をプレゼンテーション記録シートに記入する。

9. 審査方法

河川レンジャーの審査は、収集した審査情報を基に、審査項目ごとに以下の主な評価の視点から5段階評価を行い、その他の事項も踏まえて総合的に判断する。

(1) 主な評価の視点

審査項目	主な評価の視点
【審査項目①】 河川レンジャーに対する考えと意欲	①河川レンジャーを志望した理由が適正であり、自身等の趣味や利益を目的としていないか。 ②自ら考える河川レンジャーの役割を持っているか。 ③河川及び地域に対する愛着が感じられるか。
【審査項目②】 河川と地域との良好な関係を構築する意欲	①河川及び地域に対する課題認識を持っているか。 ②河川レンジャーとして実施したい活動は、課題に対する主体的かつ実現性のある具体的な解決策となっているか。 ③河川レンジャーとして実施したい活動は、地域住民の河川への関わりが活発になることが期待できるか。
【審査項目③】 周囲との調和や良好な関係を構築する能力	①謙虚な対応で人の意見を聞き、明快かつ的確な回答ができるか。 ②わかりやすく、人を惹き付ける説明ができるか。 ③自分の考えに固執し、人におしつけていないか。
【審査項目④】 地域固有及び河川に関する情報や知識への精通度	①地域組織へ参加し、地域住民とのつながりが豊かであるか、または今後のつながりが期待できるか。 ②地域活動へ活発に参加し、その実績が豊富であるか、または今後の参加・連携が期待できるか。 ③河川に関する情報や知識に精通しているか、または今後の情報収集や知識向上が期待できるか。
その他	①「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領」で示されている知識・経験・資格を有しているか。

(2) 評価方法

審査項目ごとに、以下の5段階評価とし、代表者会議委員が評価を行う。

審査申請者の審査項目ごとの評価は、各代表者会議委員が評価した評価値の平均値とし、その全ての平均値を平均した値を審査申請者の最終評価値とする。

■審査項目ごとの評価

評価値	1	2	3	4	5
評 価	劣る	やや劣る	普通	良い	優れている

(3) 河川レンジャー推薦者の決定方法

推薦者は、最終評価値が「3.1以上」であった者の中から、年度ごとの河川レンジャー展開計画に基づき、運営会議ごとに評価順位の順番で決定する。

なお、推薦者に該当する評価結果であっても、河川レンジャー展開計画に合致していないと判断できる場合は、河川レンジャーとして推薦しないものとする。

河川レンジャー展開計画

各河川レンジャー運営会議において、所属する河川レンジャーの活動状況等を踏まえ、運営会議の対象区域に望ましい活動内容と活動エリア、必要な河川レンジャーの人員を検討・決定した年度ごとの計画であり、河川レンジャーの募集・決定の基準となる計画である。

(4) 河川レンジャー推薦者の推薦にあつたての留意点

代表者会議は、推薦者が任命後に河川レンジャーとしての役割を果たして頂けるよう、試行期間（1年目）における留意点をとりまとめ、審査結果とともに会長名で通知する。

10. 審査結果の公開

代表者会議で決定した河川レンジャーの審査結果は、代表者会議の会長名で「当該年度の希望者の総数と推薦者に決定した希望者の受講番号」を淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページで公開する。

さらに、個々の審査申請者には、代表者会議事務局から会長名で通知を行う。

また、河川レンジャーの審査結果について、情報開示を求められた場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開を行う。

■河川レンジャーに推薦する者

平成○年○月○日

通 知 書

氏 名 ****

受講番号 ****

あなたは、淀川管内河川レンジャー代表者会議が実施した平成○年度淀川管内河川レンジャー審査の結果、河川レンジャーとして、○○出張所管内河川レンジャー運営会議に推薦しますので通知します。

また、推薦にあたり、河川レンジャーの試行期間（1年目）では、○○に留意して河川レンジャーの役割を果たして頂きますようお願いいたします。

今後の予定等につきましては、○○出張所管内河川レンジャー運営会議事務局より、ご連絡します。

淀川管内河川レンジャー代表者会議

会長 ****

■河川レンジャーに推薦しない者

平成○年○月○日

通 知 書

氏 名 ****

受講番号 ****

あなたは、淀川管内河川レンジャー代表者会議が実施した平成○年度淀川管内河川レンジャー審査の結果、河川レンジャーに推薦しなかったので通知します。

ただし、○○については評価が高かったので、研鑽を積まれて、再度、河川レンジャーを目指して頂くことを望みます。

なお、再度、河川レンジャーの審査を受けて頂くためには、講座（淀川発見講座・レンジャー養成講座）を再受講し、改めて河川レンジャー審査の申請を行って頂く必要があります。

淀川管内河川レンジャー代表者会議

会長 ****